

鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 条例改正の背景

令和元年5月31日に公布された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号）が同年10月1日から施行されたことに伴い、鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年鴨川市条例第16号）の一部を改正する必要性が生じたものです。

2 根拠法及び国の基準

- (1) 根拠法 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第3項及び第46条第3項
- (2) 国の基準 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）

3 改正内容

- (1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が保護者から支払を受けることができる費用について、1号認定子ども（満3歳以上の小学校就学前子ども（次の2号認定子どもを除く。）をいう。以下同じ。）に対する食事の提供に要する費用及び2号認定子ども（満3歳以上の小学校就学前子どもで保護者の労働、疾病等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難なものをいう。以下同じ。）に対する主食の提供に要する費用とされていたが、2号認定子どもに対する副食の提供に要する費用が加えられ、及び次に該当する費用を除くこととされたため、これに従い、基準を改める。
 - ア 次に該当する満3歳以上の教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付の認定を受けた保護者及び当該保護者の同一世帯員に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ次に定める金額未満であるものに対する副食の提供
 - (ア) 1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101 円
 - (イ) 2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを除く。） 57,700 円（要保護者等にあつては、77,101 円）
 - イ 次に該当する満3歳以上の教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども（利用者負担の多子軽減措置の対象となる子どもをいう。以下同じ。）又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。）が同一世帯に3人以上いる場合にそれぞれ次に定める者に該当するものに対する副食の提供
 - (ア) 1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除き、特別利用教育を受ける者を含む。） 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

- (イ) 2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含み、特別利用教育を受ける者を除く。） 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者
- (2) 「支給認定」が「教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」が「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」が「教育・保育給付認定子ども」に改められたこと等に伴う条文の整備を行う。
- (3) その他条文の整備を行う。

4 基準の類型

条例で定める基準は、各条文の内容によって、次の2つに分類され、それぞれの基準で許容される範囲内で条例で定めるものとされています。

基準類型	法的効果	異なるものを定める許容程度
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準 ----- 条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準 ----- 条例の内容は、法令の「参酌すべき基準」を十分参照したものでなければならない	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容

5 改正に当たっての本市の考え方

従うべき基準及び参酌すべき基準のいずれも、異なる基準とすべき特段の地域の実情が認められないことから、国と同一の基準とします。

6 施行期日

平成2年10月1日

参考

《子ども・子育て支援法》

(特定教育・保育施設の基準)

第34条 略

2 略

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 特定教育・保育施設に係る利用定員(第27条第1項の確認において定める利用定員をいう。

第 77 条第 1 項第 1 号において同じ。)

- (2) 特定教育・保育施設の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

4・5 略

(特定地域型保育事業の基準)

第 46 条 略

2 略

- 3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

- (1) 特定地域型保育事業に係る利用定員(第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。第 77 条第 1 項第 2 号において同じ。)

- (2) 特定地域型保育事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

4・5 略